

中小企業・小規模事業者の 賃上げと設備投資を 国と県がサポート!

国からの助成金 **600**万円 + 長野県の補助金 **120**万円で

最大 720万円の
補助が受けられます!!

生産性向上に資する
設備投資等を実施

事業場内最低賃金を
30円以上引き上げ

業務改善助成金を支給
(最大**600**万円)

さらに!

長野県内に事業所がある場合…

国の支給決定額の
10分の1を上乗せ支給

「職場いきいきアドバンスカンパニー」等
認証制度取得企業は **10分の2** (最大120万円)

国の助成金(業務改善助成金)支給条件

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇・賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

詳細はこちら



県の補助金(長野県中小企業賃上げ・生産性向上 サポート補助金)支給条件

- 長野県内に事業場があること
- 令和6年1月1日以降に長野労働局に業務改善補助金の
交付申請を行い、令和8年(2026年)2月28日までに
交付額確定及び支給決定通知を受けていること
- 以下の宣言をいずれも行っていること

詳細はこちら



県「社員の子育て応援宣言」

社員の子育て応援宣言

国「パートナーシップ構築宣言」



申請の流れ

1

長野労働局に
申請書等を提出

2

「業務改善助成金」
交付決定

計画に沿って
事業実施し結果報告

3

長野県に交付申請書等
必要書類を提出

※令和8年3月10日まで
※ただし、令和7年(2025年)1月16日以前に確定通知を
受けている場合は、通知日から3ヶ月以内または
令和7年3月10日までとなります

補助金支給

中小企業・小規模事業者とは

以下のAまたはBの要件を満たす事業者のことです

	小売業・飲食店など	A 資本金または出資額	B 常時使用する労働者
小売業	小売業・飲食店など	5000万円以下	50人以下
サービス業	物品賃貸業・宿泊業・医療・福祉・複合サービス事業など	5000万円以下	100人以下
卸売業	卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	農業・林業・漁業・建設業・製造業・運輸業・金融業など	3億円以下	300人以下

助成上限額について

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

*10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる対象になります。

特例事業者とは

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。
なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

①賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
②物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です
②物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。

- ※生産性向上に資する設備投資等のうち、
- ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車
 - ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

お問い合わせはこちらから

長野県賃上げ・業務改善支援センター(長野県Bizサポ事務局)では、県内企業の人材不足に対応するため、業務改善支援員を設置し、持続的な賃上げや生産性向上を促進しています。企業等の訪問による支援、賃上げ・生産性向上研修会開催のほか、県補助金申請まで伴走型支援を行います。どうぞお気軽にお問い合わせください。

長野県賃上げ・業務改善支援センター



050-3666-0729

長野県賃上げ・業務改善支援センター(長野県Bizサポ)(受付時間 平日 9:30~17:30)
長野市南千歳1-12-7新正和ビル6F、松本市深志2-5-2県信深志ビル4F ※当事業は長野県より委託を受け、アデコ株式会社が運営しています

✉ ADE.JP.naganobizsapo@jp.adecco.com 🌐 <https://bizsapo-nagano.jp>

